

第 3 編 林道編

第 1 章 林道工事

第 1 節 適用

1. 本章は、林道工事における道路土工、法面保護工、擁壁工、石・ブロック積（張）工、排水施設工、地盤改良工、構造物撤去工、仮設工その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 石・ブロック積（張）工、構造物撤去工、仮設工は、第 1 編第 3 章第 5 節石・ブロック積（張）工、第 7 節構造物撤去工、第 8 節仮設工の規定によるものとする。
3. 本章に特に定めのない事項については、第 1 編共通編の規定によるものとする。

第 2 節 適用すべき諸基準

請負者は、において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則としての**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に**確認**を求めなければならない。

林野庁	林道技術基準	(平成 14 年 5 月)
地盤工学会	グラウンドアンカー設計・施工基準, 同解説	(平成 12 年 3 月)
日本道路協会	道路土工－施工指針	(昭和 61 年 11 月)
日本道路協会	道路土工－のり面工・斜面安定工指針	(平成 11 年 3 月)
日本道路協会	道路土工－擁壁工指針	(平成 11 年 3 月)
日本道路協会	道路土工－カルバート工指針	(平成 11 年 3 月)
日本道路協会	道路土工－仮設構造物工指針	(平成 11 年 3 月)
日本道路協会	道路土工－排水工指針	(昭和 62 年 6 月)
全日本建設技術協会	土木構造物標準設計 第 2 巻	(平成 12 年 9 月)
国土開発技術研究センター	PC ボックスカルバート道路埋設指針	(平成 3 年 10 月)
国土開発技術研究センター	鉄筋コンクリート製プレキャストボックス カルバート道路埋設指針	(平成 3 年 7 月)
(社) 全国特定法面保護協会	のり砕工の設計・施工指針	(平成 18 年 11 月)
日本道路協会	鋼道路橋塗装・防食便覧	(平成 17 年 12 月)
日本道路協会	落石対策便覧	(平成 12 年 6 月)
土木研究センター	ジオテキスタイルを用いた補強土の設計施工マニュアル	(平成 12 年 2 月)
土木研究センター	補強土 (テールアルメ) 壁工法設計施工マニュアル	

第 3 編 林道編

(平成 15 年 11 月)

土木研究センター 多数アンカー式補強土壁工法設計施工マニュアル

(平成 14 年 10 月)

日本道路協会 道路土工要綱

(平成 2 年 8 月)

日本道路協会 道路土工 軟弱地盤対策工指針

(昭和 61 年 11 月)

日本道路協会 道路土工 土質調査指針

(昭和 61 年 11 月)

土木研究センター 建設発生土利用技術マニュアル

(平成 16 年 9 月)

国土交通省 建設副産物適正処理推進要綱

(平成 14 年 5 月)

第 3 節 道路土工

1-3-1 一般事項

1. 本節は、道路土工として掘削工、路体盛土工、路床盛土工、法面整形工、残土処理工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 路床とは、盛土部においては、盛土仕上り面下、掘削（切土）部においては掘削仕上り面下 1 m 以内の部分を用いる。
路体とは、盛土における路床以外の部分を用いる。
3. 地山の土及び岩の分類は、次表によるものとする。
請負者は、**設計図書**に示された現地の土及び岩の分類の境界を確かめられた時点で、監督職員の**確認**を受けなければならない。
なお、**確認**のための資料を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は遅滞なく**提示**するとともに、検査時に**提出**しなければならない。

第 3 編 林道編

表 1-1 土及び岩の分類表

土質		分類
砂・砂質土		砂・砂質土・普通土・砂質ローム
粘性土		粘土・粘性土・シルト質ローム・砂質粘性土・火山灰質粘性土・有機質土・粘土質ローム
礫質土		礫まじり土・砂利まじり土・礫
岩塊・玉石		岩塊・玉石まじり土・破碎岩
軟岩 (I)	A	○第三紀の岩石で固結程度が弱いもの、風化がはなはだしく、きわめてもろいもの ○指先で離しうる程度のもので、亀裂間の間隔は 1~5cm くらいのもの
	B	○第三紀の岩石で固結程度が良好なもの、風化が相当すすみ、多少変色を伴い軽い打撃により容易に割り得るもの、離れやすいもの、亀裂間の間隔は 5~10cm 程度のもの
軟岩 (II)		○凝灰質で固結しているもの、風化は目にそって相当進んでいるもの、亀裂間の間隔は 10~30cm 程度で軽い打撃により離しうる程度、異種の岩が硬い互層をなしているもので、層面を楽に離しうるもの
中硬岩		○石灰岩、多孔質の安山岩のように特に緻密でないが、相当の硬さを有するもの。風化の程度があまり進んでいないもの、硬い岩石で間隔が 30~50cm 程度の亀裂を有するもの
硬岩 (I)		○花崗岩、結晶片岩などで全く変化していないもの、亀裂の間隔は 1m 内外で相当密着しているもの、硬い良好な石材を取り得るようなもの
硬岩 (II)		○けい岩、角岩などの石英質に富んだ岩質が硬いもの、風化していない新鮮な状態のもの、亀裂が少なくよく密着しているもの

備考 礫まじり土・玉石まじり土は、礫、玉石の混合率がおおむね 30% 以上のものをいう。

4. 請負者は、盛土及び地山法面の雨水による侵食や土砂崩れを発生させないように施工しなければならない。
5. 請負者は、工事箇所に工事目的物に影響を及ぼすおそれがあるような予期できなかった湧水が発生した場合には、工事を中止し、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、

第 3 編 林道編

応急措置を施すとともに、監督職員に**報告**しなければならない。

6. 請負者は、工事施工中については、雨水等の滞水を生じないような排水状態を維持しなければならない。
7. 請負者は、建設発生土については、第 1 編 1-1-27 建設副産物の規定により適切に処理しなければならない。
8. 請負者は、建設発生土受入れ地及び建設廃棄物処分地の位置、建設発生土の内容等については、**設計図書**及び監督職員の**指示**に従わなければならない。

なお、請負者は、施工上やむを得ず指定された場所以外に建設発生土または建設廃棄物を処分する場合には、事前に**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。

9. 請負者は、建設発生土処理にあたり第 1 編 1-1-6 **施工計画書**第 1 項の**施工計画書**の記載内容に加えて**設計図書**に基づき、以下の事項を**施工計画書**に記載しなければならない。

- (1) 処理方法（場所・形状等）
- (2) 排水計画
- (3) 場内維持等

10. 請負者は、建設発生土の受入れ地への搬入に先立ち、指定された建設発生土の受入れ地について地形を実測し、資料を監督職員に**提出**しなければならない。ただし、請負者は、実測困難な場合等には、これに代わる資料により**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。
11. 建設発生土受入れ地については、請負者は、建設発生土受入れ地ごとの特定条件に応じて施工しなければならない。
12. 請負者は、伐開除根作業における伐開発生物の処理方法については、**設計図書**によるものとするが、処理方法が示されていない場合には、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。
13. 請負者は、伐開除根作業範囲が**設計図書**に示されていない場合には、表 1-2 に従い施工しなければならない。

表 1-2 伐開除根作業

区 分	種 別			
	雑草・ささ類	倒 木	古 根 株	立 木
盛土高 1 m を越える場合	地面で刈り取る	除 去	根元で切り取る	同 左
盛土高 1 m 以下の場合	根からすき取る	〃	抜根除去	〃

第 3 編 林道編

14. 請負者は、軟弱地盤上の盛土の施工にあたり、沈下のおそれのある場所の盛土の丁張を、常時点検しなければならない。
15. 請負者は、軟弱地盤上の盛土工施工時の沈下量**確認**方法については、**設計図書**によらなければならない。
16. 請負者は、軟弱地盤及び地下水位の高い地盤上に盛土工を行う場合には、すみやかに排水施設を設け、盛土敷の乾燥を凶らなければならない。
17. 軟弱地盤上の盛土工の施工の一段階の高さは、**設計図書**によるものとし、請負者は、その沈下や周囲の地盤の水平変化等を監視しながら盛土を施工し、監督職員の**承諾**を得た後、次の盛土に着手しなければならない。
18. 請負者は、軟弱地盤上の盛土の施工中、予期できなかつた沈下または滑動等が生ずるおそれがあると予測された場合には、工事を中止し、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。ただし、緊急要する場合には、応急措置を施すとともに監督職員に**報告**しなければならない。

1-3-2 掘削工（切土工）

1. 請負者は、掘削の施工にあたり、掘削中の土質に著しい変化が認められた場合、または埋設物を発見した場合は、工事を中止し、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。ただし、緊急要する場合には、応急措置を施すとともに、監督職員に**報告**しなければならない。
2. 請負者は、掘削の施工にあたり、現場の地形、掘削高さ、掘削量、地層の状態（岩の有無）、掘削土の運搬方法などから、使用機械を設定しなければならない。
3. 請負者は、掘削工の施工中に自然に崩壊、地すべり等が生じた場合、あるいはそれらを生じるおそれがある場合は、工事を中止し、必要に応じ災害防止のための措置をとらなければならない。請負者は、災害防止のための措置をとった後、速やかにその措置内容を監督職員に**報告**しなければならない。
4. 請負者は、掘削工の施工中の地山の挙動を監視しなければならない。
5. 請負者は、硬岩掘削における法の仕上り面近くでは過度な発破を避けるものとし、浮石等が残らないようにしなければならない。
万一誤って仕上げ面を超えて発破を行った場合は、計画仕上がり面まで修復しなければならない。この場合、修復個所が目的構造物の機能を損なわず、かつ現況地盤に悪影響を及ぼさない方法で施工しなければならない。
6. 請負者は、掘削工により発生する残土を受入れ地に運搬する場合には、沿道住民に迷惑を掛けないように努めなければならない。

1-3-3 路体盛土工

1. 請負者は、路体盛土工を施工する地盤で盛土の締固め基準を確保できな

第 3 編 林道 編

いような予測しない軟弱地盤・有機質土・ヘドロ等の不良地盤が現れた場合には、敷設材工法等の処置工法について、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。

2. 請負者は、路体盛土工箇所に管渠等がある場合には、盛土を両側から行かない偏圧のかからないよう締固めなければならない。
3. 請負者は、路体盛土工の作業終了時または作業を中断する場合には、表面に3～5%の横断勾配を設けるとともに、平坦に締固め、排水が良好に行われるようにしなければならない。
4. 請負者は、路体盛土部分を運搬路に使用する場合、常に良好な状態に維持するものとし、路体盛土に悪影響を及ぼさないようにしなければならない。
5. 請負者は、路体盛土工の施工においては、一層の仕上り厚を **30 cm** 以下とし、各層ごとに締固めなければならない。
6. 請負者は、路体盛土工の主材料が岩塊、玉石である場合は、空隙を細かい材料で充てんしなければならない。やむを得ず **30cm** 程度のものを使用する場合は、路体の最下層に使用しなければならない。
7. 請負者は、1：4より急な勾配を有する地盤上に路体盛土工を行う場合には、特に**指示**する場合を除き段切を行い、盛土と現地盤との密着を図り、滑動を防止しなければならない。

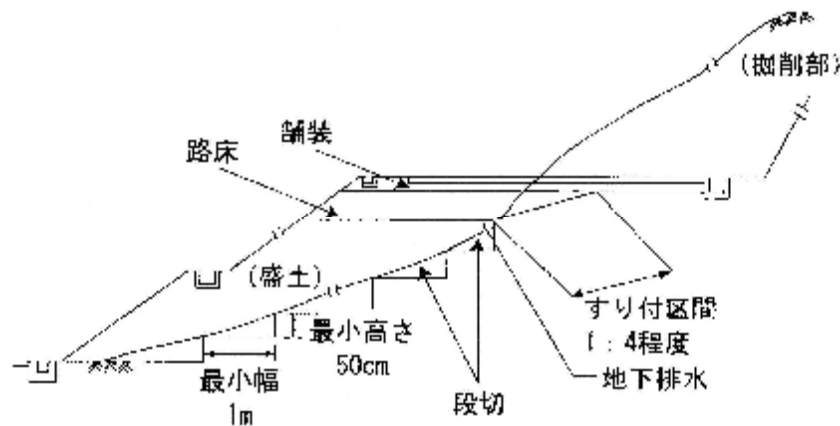


図 1 - 1 盛土基礎地盤の段切

8. 請負者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所の路体盛土工の施工については、タンパ、振動ローラ等の小型締固め機械により締固めなければならない。
なお、現場発生土等を用いる場合は、その中で良質な材料を用いて施工しなければならない。
9. 請負者は、路体盛土工の締固め作業の実施にあたり、適切な含水比の状

第 3 編 林道編

態で施工しなければならない。

10. 請負者は、盛土作業中、予期できなかつた沈下等の有害な現象のあつた場合に、工事を中止し、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。ただし、緊急要する場合には、応急措置を施すとともに監督職員に**報告**しなければならない。
11. 請負者は、土の採取に先立ち、指定された採取場について地形を実測し、資料を監督職員に**提出**しなければならない。ただし、請負者は、実測困難な場合等には、これに代わる資料により、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。
12. 請負者は、土の採取にあたり、採取場の維持及び修復について採取場ごとの条件に応じて施工するとともに、土の採取中、土質に著しい変化があつた場合には、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。
13. 請負者は採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民に迷惑がかからないようにつとめなければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工にあつても、一般道路を運搬に利用する場合も同様とするものとする。

1-3-4 路床盛土工

1. 請負者は、路床盛土工を施工する地盤で盛土の締固め基準を確保できないような予測しない軟弱地盤・有機質土・ヘドロ等の不良地盤が現れた場合には、敷設材工法などの処理方法について監督職員と**協議**しなければならない。
2. 請負者は、路床盛土工箇所に管渠等がある場合には、盛土を両側から行ない偏圧のかからないよう締固めなければならない。
3. 請負者は、路床盛土工の作業終了時または作業を中断する場合には、表面に3～5%の横断勾配を設けるとともに、平坦に締固め、排水が良好に行われるようにしなければならない。
4. 請負者は、路床盛土部分を運搬路に使用する場合、常に良好な状態に維持するものとし、路床盛土に悪影響を及ぼさないようにしなければならない。
5. 請負者は、路床盛土の施工においては一層の仕上り厚を20 cm以下とし、各層ごとに締固めなければならない。
6. 請負者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所の路床盛土の施工については、タンパ、振動ローラ等の小型締固め機械により締固めなければならない。
7. 請負者は、路床盛土工の締固め作業の実施にあたり、適切な含水比の状態で施工しなければならない。
8. 請負者は、路床盛土作業中、予期できなかつた沈下等の有害な現象の

第 3 編 林道編

あった場合に工事を中止し、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。ただし、緊急要する場合には、応急措置を施すとともに監督職員に**報告**しなければならない。

9. 請負者は、路床盛土の締固め度は第 1 編 1-1-40 施工管理第 8 項の規定によるものとする。
10. 請負者は、路肩部分等の大型機械での施工が困難な箇所の締固めについては、タンパ、振動ローラ等の小型締固め機械等を用いて、一層の仕上り厚を 20 cm 以内で行わなければならない。
11. 請負者は、路床盛土工の施工中に降雨や湧水によって路床面に水が滞水する場合は、路肩部分などに仮排水路を設け、道路外へすみやかに排水できるようにしておかななければならない。
12. 請負者は、土の採取の搬入に先立ち、指定された採取場、建設発生土の受入れ地について地形を実測し、資料を監督職員に**提出**しなければならない。ただし、請負者は、実測困難な場合等には、これに代わる資料により、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。
13. 請負者は、土の採取にあたり、採取場の維持及び修復について採取場ごとの条件に応じて施工するとともに、土の採取中、土質に著しい変化があった場合には、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。
14. 請負者は、採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民に迷惑がかからないようにつとめなければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工にあっても、一般道路を運搬に利用する場合も同様とするものとする。

1-3-5 法面整形工

1. 請負者は、掘削（切土）部法面整形の施工にあたり、ゆるんだ転石、岩塊等は、整形法面の安定のために取り除かななければならない。なお、浮石が大きく取り除くことが困難な場合には、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。
2. 請負者は、盛土部法面整形の施工にあたり、法面の崩壊が起こらないように締固めを行わなければならない。

1-3-6 残土処理工

1. 残土処理工とは作業土工で生じた残土の工区外への運搬及び受入れ地の整形処理までの一連作業をいう。
2. 残土を受入れ地へ運搬する場合には、沿道住民に迷惑がかからないよう努めなければならない。

第 4 節 法面保護工

1-4-1 一般事項

1. 本節は、法面保護工として植生工、法面吹付工、法枠工、アンカー工、かご工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 請負者は法面の施工にあたって、**林道技術基準、道路土工のり面工・斜面安定工指針 3 設計と施工、のり枠工の設計・施工指針 第 5 章施工、グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 第 7 章施工**の規定によらなければならない。これ以外の施工方法による場合は、施工前に**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。

1-4-2 植生工

植生工の施工については、第 1 編 3-3-6 植生工の規定によるものとする。

1-4-3 法面吹付工

法面吹付工の施工については、第 1 編 3-3-5 吹付工の規定によるものとする。

1-4-4 法枠工

法枠工の施工については、第 1 編 3-3-4 法枠工の規定によるものとする。

1-4-5 アンカー工

アンカー工の施工については、第 2 編 3-6-5 アンカー工の規定によるものとする。

1-4-6 かご工

かご工の施工については、第 2 編 2-4-9 かご工の規定によるものとする。

第 5 節 擁壁工

1-5-1 一般事項

1. 本節は、擁壁工として作業土工、既製杭工、場所打杭工、現場打擁壁工、プレキャスト擁壁工、補強土壁工、井桁ブロック工、かご工、土留・仮締切工、水替工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 請負者は、擁壁工の施工にあたっては、**林道技術基準(林道必携技術編)、道路土工-擁壁工指針 2-5・3-4 施工一般の定めるところ**によらなければならない。

1-5-2 作業土工(床掘り、埋戻し)

作業土工の施工については、第 1 編 3-3-2 作業土工の規定によるものとする。

1-5-3 既製杭工

既製杭工の施工については、第 1 編 3-4-4 既製杭工の規定によるものとする。

第 3 編 林道編

1-5-4 場所打杭工

場所打杭工の施工については、第 1 編 3-4-5 場所打杭工の規定によるものとする。

1-5-5 現場打擁壁工

現場打擁壁工の施工については、第 1 編第 4 章無筋、鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

1-5-6 プレキャスト擁壁工

プレキャスト擁壁工の施工については、第 2 編 3-4-5 プレキャスト土留工の規定によるものとする。

1-5-7 補強土壁工

補強土壁工の施工については、第 2 編 3-4-6 補強土壁工の規定によるものとする。

1-5-8 井桁ブロック工

井桁ブロック工の施工については、第 2 編 3-4-7 井桁ブロック工の規定によるものとする。

1-5-9 かが工

かが工の施工については、第 2 編 2-4-9 かが工の規定によるものとする。

1-5-10 土留・仮締切工

土留・仮締切工の施工については、第 1 編 3-8-5 土留・仮締切工の規定によるものとする。

1-5-11 水替工

水替工の施工については、第 1 編 3-8-6 水替工の規定によるものとする。

第 6 節 石・ブロック積（張）工

1-6-1 一般事項

1. 本節は、石・ブロック積（張）工として、作業土工、コンクリートブロック工、石積（張）工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 一般事項については、第 1 編 3-5-1 一般事項によるものとする。

1-6-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、第 1 編 3-3-2 作業土工の規定によるものとする。

1-6-3 コンクリートブロック工

コンクリートブロック工の規定については、第 1 編 3-5-3 コンクリートブロック工の規定によるものとする。

1-6-4 石積（張）工

石積（張）工の規定については、第 1 編 3-5-5 石積（張）工の規定によ

るものとする。

第 7 節 排水施設工

1-7-1 一般事項

1. 本節は、排水施設工として作業土工、既製杭工、場所打杭工、暗渠工（現場打カルバート工、プレキャストカルバート工、地下排水工）、側溝工、集水桝、土留・仮締切工、水替工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 請負者は、排水施設の施工にあたっては、**林道技術基準、道路土工－カルバート工指針 4-1 施工一般、道路土工－排水工指針 2-3 道路横断排水**の規定によらなければならない。
3. 本節でいうカルバートとは、地中に埋設された鉄筋コンクリート製ボックスカルバート及びパイプカルバート（遠心力鉄筋コンクリート管（ヒューム管）、プレストレストコンクリート管（PC管））をいうものとする。
4. 請負者は、側溝工の施工にあたっては、降雨、融雪によって路面あるいは斜面から道路に流入する地表水、隣接地から浸透してくる地下水及び、地下水面から上昇してくる地下水を良好に排出するよう施工しなければならない。

1-7-2 材料

請負者は、プレキャストカルバート工の施工に使用する材料は、**設計図書**によるものとするが、これに記載がない場合は、**道路土工－カルバート工指針 3-1-2 材料と許容応力度**の規定によらなければならない。

1-7-3 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、第 1 編 3-3-2 作業土工の規定によるものとする。

1-7-4 既製杭工

既製杭工の施工については、第 1 編 3-4-4 既製杭工の規定によるものとする。

1-7-5 場所打杭工

場所打杭工の施工については、第 1 編 3-4-5 場所打杭工の規定によるものとする。

1-7-6 現場打カルバート工

1. 請負者は、均しコンクリートの施工にあたって、沈下、滑動、不陸などが生じないようにしなければならない。
2. 請負者は、1 回（1 日）のコンクリート打設高さを**施工計画書**に明記しなければならない。また、請負者は、これを変更する場合には、施工方法

第 3 編 林道編

を監督職員に**提出**しなければならない。

3. 請負者は、目地材及び止水板の施工にあたって、付着、水密性を保つよう施工しなければならない。

1-7-7 プレキャストカルバート工

1. 請負者は、現地の状況により**設計図書**に示された据付け勾配により難しい場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。
2. 請負者は、プレキャストカルバート工の施工については、基礎との密着をはかり、接合面が食い違わないように注意して、カルバートの下流側又は低い側から設置しなければならない。
3. 請負者は、プレキャストボックスの縦締め施工については、**道路土工—カルバート工指針 4-2-2(2)敷設工**の規定によらなければならない。これ以外の施工方法による場合は、施工前に**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。
4. 請負者は、プレキャストパイプの施工については、ソケットのあるパイプの場合はソケットをカルバートの上流側または高い側に向けて設置しなければならない。ソケットのないパイプの接合は、カラー接合または印ろう接合とし、接合部はモルタルでコーキングし、漏水が起こらないように施工するものとする。
5. 請負者は、プレキャストパイプの施工については、管の一部を切断する必要がある場合は、切断によって使用部分に損傷が生じないように施工しなければならない。損傷させた場合は、取換えなければならない。

1-7-8 側溝工

1. 請負者は、現地の状況により**設計図書**に示された水路勾配により難しい場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとし、下流側または低い側から設置するとともに、底面は滑らかで一様な勾配になるように施工しなければならない。
2. 請負者は、プレキャストU型側溝、コルゲートフリユーム、自由勾配側溝の継目部の施工は、付着、水密性を保ち段差が生じないように注意して施工しなければならない。
3. 請負者は、コルゲートフリユームの布設にあたって、予期できなかった砂質土または軟弱地盤が出現した場合には、施工する前に**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。
4. 請負者は、コルゲートフリユームの組立てにあたっては、上流側または高い側のセクションを下流側または低い側のセクションの内側に重ね合うようにし、重ね合わせ部分の接合は、フリユーム断面の両側で行うものとし、底部及び頂部で行ってはならない。

第 3 編 林道編

また、埋戻し後もボルトの緊結状態を点検し、緩んでいるものがあれば、締直しを行わなければならない。

5. 請負者は、コルゲートフリュームの布設条件（地盤条件・出来形等）については、**設計図書**によるものとし、上げ越しが必要な場合には、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。
6. 請負者は、自由勾配側溝の底版コンクリート打設については、**設計図書**に示すコンクリート厚さとし、これにより難しい場合は、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。
7. 請負者は、側溝蓋の設置については、側溝本体及び路面と段差が生じないように平坦に施工しなければならない。

1-7-9 地下排水工

1. 請負者は、地下排水の施工については、**設計図書**で示された位置に施工しなければならない。なお、新たに地下水脈を発見した場合は、監督職員に**報告**し、その対策について監督職員の**指示**によらなければならない。
2. 請負者は、排水管を設置した後のフィルター材は、**設計図書**による材料を用いて施工するものとし、目づまり、有孔管の穴が詰まらないよう埋戻ししなければならない。

1-7-10 集水樹工

1. 請負者は、集水樹の施工については、基礎について支持力が均等となるように、かつ、不陸を生じないようにしなければならない。
2. 請負者は、集水樹の施工については、水路工との接続部は漏水が生じないように施工しなければならない。
3. 請負者は、集水樹の施工については、路面との高さ調整が必要な場合は、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。

1-7-11 土留・仮締切工

土留・仮締切工の施工については、第 1 編 3-8-5 土留・仮締切工の規定によるものとする。

1-7-12 水替工

水替工の施工については、第 1 編 3-8-6 水替工の規定によるものとする。

第 8 節 地盤改良工

1-8-1 一般事項

本節は、地盤改良工として路床安定処理工、置換工、表層安定処理工、サンドマット工その他これらに類する工種について定めるものとする。

1-8-2 路床安定処理工

1. 請負者は、路床土と安定材を均一に混合し、締固めて仕上げなければな

第 3 編 林道編

- らない。
2. 請負者は、安定材の散布を行う前に現地盤の不陸整正や必要に応じて仮排水路等を設置しなければならない。
 3. 請負者は、所定の安定材を散布機械または人力によって均等に散布しなければならない。
 4. 請負者は、路床安定処理工にあたり、散布終了後に適切な混合機械を用いて混合しなければならない。また、請負者は混合中は混合深さの**確認**を行うとともに、混合むらが生じた場合は、再混合を行わなければならない。
 5. 請負者は、路床安定処理工にあたり、粒状の石灰を用いる場合には、一回目の混合が終了した後仮転圧して放置し、生石灰の消化を待ってから再び混合を行わなければならない。ただし、粉状の生石灰（0～5 mm）を使用する場合は、一回の混合とすることができるとする。
 6. 請負者は、路床安定処理工における散布及び混合を行うにあたり、粉塵対策について監督職員と**設計図書**に関して**協議**しなければならない。
 7. 請負者は、路床安定処理工にあたり、混合が終了したら表面を粗均しした後、整形し締固めなければならない。当該箇所が軟弱で締固め機械が入れない場合には、湿地ブルドーザなどで軽く転圧を行い、数日間養生した後整形しタイヤローラー等で締固めるものとする。

1-8-3 置換工

1. 請負者は、置換工のための掘削を行うにあたり、掘削面以下の層を乱さないように施工しなければならない。
2. 請負者は、路床部の置換工にあたり、一層の敷均し厚さは、仕上がり厚さで 20 cm 以下としなければならない。
3. 請負者は、構造物基礎の置換工にあたり、構造物に有害な沈下及びその他の影響が生じないように十分に締固めなければならない。
4. 請負者は、置換工において、終了表面は粗均しした後、整形し締固めなければならない。

1-8-4 表層安定処理工

1. 請負者は、表層安定処理工にあたり、**設計図書**に記載された安定材を用いて、記載された範囲、形状に仕上げなければならない。
2. サンドマット及び安定シートの施工については、本編 1-8-5 サンドマット工の規定によるものとする。
3. 請負者は、表層混合処理を行うにあたり、安定材に生石灰を用いこれを貯蔵する場合は、地表面 50 cm 以上の水はけの良い高台に置き、水の侵入、吸湿を避けなければならない。なお、請負者は、生石灰の貯蔵量が 500 kg を越える場合は、消防法の適用を受けるので、これによらなければならない。

第 3 編 林道編

い。

4. 請負者は、置換のための掘削を行う場合には、その掘削法面の崩壊が生じないように現地の状況に応じて勾配を決定しなければならない。
5. 請負者は、安定材の配合について施工前に配合試験を行う場合は、安定処理土の静的締固めによる供試体作製方法または、安定処理土の締固めをしない供試体の作製方法（地盤工学会）の各基準のいずれかにより供試体を作製し、JIS A 1216（土の一軸圧縮試験方法）の規準により試験を行うものとする。

1-8-5 サンドマット工

1. 請負者は、サンドマットの施工にあたり、砂のまき出しを均一に行い、均等な荷重をかけるようにしなければならない。
2. 請負者は、安定シートの施工にあたり、隙間無く敷設しなければならない。